

海岸漂着物対策推進会議（第5回）

平成26年5月26日

海岸漂着物対策推進会議（第5回）

平成26年5月26日（月）14:00～15:00

於：環境省 第1会議室

議事次第

【議題】

1. 漂流・漂着ごみに関する現状について
2. 漂流・漂着ごみ対策関連予算について
3. 海岸漂着物処理推進法に係る現状の課題と方針についての意見
4. その他

【資料一覧】

- 資料1 海岸漂着物対策推進会議設置要綱
- 資料2 漂流・漂着ごみに関する現状
- 資料3 漂流・漂着ごみ対策関連予算とりまとめ
- 資料4 海岸漂着物処理推進法に係る現状の課題と方針についての意見
- 参考1 海岸漂着物処理推進法
- 参考2 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針
- 参考3 関係省庁漂流・漂着ごみ対策関連予算概要
- 参考4 海岸漂着物処理推進法施行状況調査
- 参考5 地域GND基金及び海岸漂着物地域対策推進事業執行状況調査
- 参考6 これまでの専門家会議における議論の内容
- 参考7 海岸漂着物対策専門家会議（第8回）議事録

○坂本環境省海洋環境室長 それでは定刻となりましたので、第5回海岸漂着物対策推進会議を始めさせていただきます。

私は、本日、事務局を努めさせていただきます環境省水環境課海洋環境室の坂本と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

まず、本日の配布資料を確認させていただきます。お手元をごらん下さい。資料1から資料4までございます。資料1、“海岸漂着物対策推進会議設置要綱”でございます。資料2、“漂流・漂着ごみに関する現状”でございます。資料3、“漂流・漂着ごみ対策関連予算とりまとめ”でございます。資料4、“海岸漂着物処理推進法に係る現状の課題と方針についての意見”でございます。以上、資料1から資料4までございますか。つづいて参考資料でございます。参考1から参考7までございます。参考1、“海岸漂着物処理推進法”です。参考2、“海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針”です。参考3、“関係省庁漂流・漂着ごみ対策関連予算概要”です。参考4、“海岸漂着物処理推進法施行状況調査です。参考5、“地域GND基金及び海岸漂着物地域対策推進事業執行状況調査”です。参考6、“これまでの専門家会議における議論の内容”です。最後が、参考7、“海岸漂着物対策専門家会議（第8回）議事録”です。以上、お手元にごございますか。不足する場合、こちら事務局へ申しつけて下さい。お願いします。

では、本日の議長でございます、環境省水・大気環境局長の小林よりご挨拶申し上げます。

○小林環境省水・大気環境局長 環境省水・大気環境局長の小林でございます。この海岸漂着物の対策に関する関係省庁の皆様方には、日頃から大変お世話になり、またご尽力いただき、対策を進めていただいております、心から御礼申し上げます。この海岸漂着物に関しましては、皆様方ご承知のとおりでございますが、平成21年7月に議員立法ではございますが、関係省庁ではかなり連携をとって、海岸漂着物処理推進法が制定されまして、翌年3月には基本方針が閣議決定され、以来各都道府県が中心となって地域の計画を作り、いろんな場面で関係省庁の皆様方のご尽力をいただき、個別の推進をしてきてきたところでございます。この法律の附則によりますと、「政府は施行後3年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされております。法制定の時も、これで終わりではなく、いろんな検討事項はまだあるということから、こういった規定がおかれたところであります。これにつきましては、平成24年12月から海岸漂着物対策専門家会議を開きまして、これは関係省庁の行政プランに係わる識者の方にもお入りいただき、3回にわたって議論をしていただいたということでございます。今日はその専門家会議でのご意見というものもここでご報告をし、また最近の漂着ごみの現状についてもご報告もさせていただきたいと思っております。また、関係省庁の皆様方からも今年

度どんな形で関連予算などについて執行していかれるのか、ご報告いただければと思っています。そういうことも踏まえましてこの個別の見直しの検討結果について専門家会議の報告なども申し上げさせていただきますので、それを受けて方針についてご了承いただければと思っています。みなさまのご存じのとおりであります、漂着ごみの問題は各地域で大変関心の高いものです。それから、国内の対策中心にやっておるわけではありますが、アジアの全体に係わる話でありますので、先日の日中韓大臣会合でも大変大きく取り上げられ、その議論の前進をみたところでもあります。また、ご承知の方も多いと思いますが、震災後は広く太平洋の震災起因洋上漂流物対策ということで、アメリカ・カナダなども含めた世界的な問題もあるわけでございまして、大変幅広いテーマと考えております。どうか今日ここでの議論を契機として、関係省庁の連携した対策を進めていき、いっそうのご尽力をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○坂本環境省海洋環境室長 小林局長ありがとうございます。なお、大変申し訳ありませんが、小林局長は所用のため退席させていただきます。それでは恐縮でございますが、私、坂本のほうが議事進行を努めさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは議事をすすめてさせていただきます。まず議題1、「漂流・漂着ごみに関する現状について」事務局からご説明申し上げます。

○多田環境省海洋環境室長補佐 資料2 漂流・漂着ごみに関する現状のご説明をいたします。

1 ページ目は海岸漂着物の回収量と漂着量の関係でございます。平成21年度からの推移について、数量は徐々に増えてきております。また、海岸清掃でカバーしている海岸の延長距離についても、増加傾向にございます。日本全国の海岸漂着物の推定している現存量は、年ごとに少し差がありますが、68,000トンですとか54,000トン、76,000トンとなっています。2. の清掃前の状態に戻るまでのおおよその期間は、都道府県にアンケートを取った結果です。都道府県によってかなり差がございます。北海道・東北地方においては約9ヶ月、関東地方が5ヶ月、中部、近畿がそれぞれ7ヶ月、4ヶ月、中国地方が4ヶ月、四国6ヶ月、九州・沖縄地方が6ヶ月でした。

2 ページ目に行っていただいて、こちらは環境省の調査による漂着物の種類別ランキングでございます。左側は個数によるランキング、右側は重量によるランキングになっております。そして、右下のほうに書いてありますけども、ピンク色が生活系のごみ、緑色が漁業系のごみ、黄色が事業系のごみ、白がその他になっております。左側から見させていただきますと、第一位にありますのが、発泡スチロール破片、また二位が硬質プラスチック破片、三位がロープ・ひもになっております。重量によるランキングを見ますと、一位が灌木、二位が流木、三位が建設資材というように、やはり個数と重量によって差がでてきます。木は比較的重いのでランキング上位になっていると考えます。また、概観すると、生活系のピンク色の段が多いことが分かります。

3 ページ目は平成19年度から平成22年度に環境省で調査したペットボトルの国別割合です。ペットボトルのラベルの文字から、韓国や中国等発生した国を推定し総計をしております。全体的に、太平洋側と日本海側でどこからきているのかという傾向が違ってきます。日本海側だと韓国や中国からきているのが多と推測され、太平洋側だと日本から流れてきていると思われるペットボトルが多く見つかりました。

4 ページ目は、漂流・漂着ごみに関するこれまで国際協力の推進について、概要を説明させていただきます。まず、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）における取組がございます。こちらは、日本海及び黄海の海洋環境保全を目的とする地域海行動計画の一つです。1994年より、日本、韓国、中国、ロシアが参加して海ごみを一つの目的としてこれまでやってきました。NOWPAPの海洋ごみプロジェクトは、2006年より開始されております。2006年に海洋ごみに関する行動計画を開始しました。2007年から現在に至るまで、地域行動計画の枠組みのもとに、各国政府による漂着ごみに関するモニタリング、市民も参加したワークショップの開催や海岸清掃キャンペーンの実施をしております。昨年2013年は、沖縄県でICC（International Coastal Cleanup）が行われました。次に、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM12）等における取組みをご説明します。平成22年末の第二回日中韓三カ国環境大臣会合で決定された「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画」の中で、NOWPAP枠組における海洋ごみに関する協力の強化が盛り込まれました。また、先ほど小林水・大気環境局長からもお話がありましたが、本年に行われたTEMMでは、さらに海ごみに関する取組みを推進していく方針が非常に大きくとりあげられました。

5 ページ目、海岸漂着物処理推進法第14条に基づく地域計画の策定状況についてご説明します。都道府県は地域計画を策定することができるという規程がございます。現在策定済もしくは策定中の地方公共団体の合計は、35になります。これは全体の74%になっております。そして、赤色のところが最近25年度に新規策定したところになってございます。下の欄を見ると、本法施行後、全国で地域計画の策定は進んでいることが分かります。

6 ページ目、海岸漂着物対策に係る事業費についてご説明します。環境省のグリーンニューディール（以下：GND）基金や、現在の海岸漂着物の基金について金額を示しています。平成21年度から平成25年度かけて増えております。GND基金は平成23年度までの基金だったところ、平成24年度に一部延長したことから額は減っておりますけれども、また新たに25年度の補正で基金ができて、このようなでこぼしたかたちになっております。

7 ページ目、海岸漂着物処理推進法でも定められているとおり、海岸漂着物の回収・処理に加えて取組んでいくべき、発生抑制対策についてご説明します。都道府県が実際行っている取組みの事例としては、パンフレットの作成等の啓発素材の配布、清掃活動・クリーンアップ活動、環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動などが

ございます。環境省の基金費に占める発生・抑制対策の割合については、平成21年度は、2.9%だったものが、徐々にあがりまして、25年度は18.3%までになっております。やはりですね、回収・処理をするだけではなくて、発生抑制対策の取組み及びその効果の把握ということが今後の課題になってまいります。

8ページ目、地方公共団体の意見でございます。法施行・財政措置後の変化といたしましては、

- ・海岸管理者等の責任が明確になった。
- ・回収要望があっても実施できなかった海岸において回収活動が可能となった。
- ・海岸漂着物を通して関係部局との連携が生まれた。
- ・海岸漂着物の回収・処理が進んだ。
- ・災害ではない中程度の海岸漂着物の回収・処理に機動的に対応出来るようになった。
- ・海岸漂着物の回収・処理以外の発生抑制対策に取り組めた。

また、今でも解決されていない課題といたしましては、

- ・海岸漂着物の効率的な処理方法や発生抑制対策の先進優良事例の情報が必要です。
- ・中央政府レベルで関係省庁の連携、関係省庁の予算の整合性を取る必要があります。
- ・国による沿岸諸国への発生源対策の呼びかけが必要です。
- ・恒久的な財政措置が必要です。
- ・全国レベルで海岸漂着物の普及・啓発が必要です。
- ・漂流・海底ごみの対策が必要です。

以上、現在の漂流・漂着ごみに対する現状を簡単に説明させていただきました。

○坂本環境省海洋環境室長 ありがとうございました。それでは、今の事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等あればよろしく願いいたします。よろしいですか。はいどうぞ。

○勝山内閣官房総合海洋政策本部参事官 3ページ目の国別割合の図について確認ですが、発生源を中国として表記してあるのは、中華人民共和国分、つまり台湾からの排出は含まれていないと理解して宜しいか。要するに簡体字と繁体字を見分け、中国、台湾分けて集計していますでしょうか。

○坂本環境省海洋環境室長 おっしゃるとおり、中国と台湾は分けて集計しております。それでは他にございますか。はい、どうぞ。

○太田水産庁漁場資源課長 水産庁ですが、6ページの海岸漂着物対策に係る事業費のその他国費事業費というのは全省庁併せた事業費なのでしょうか。

○坂本環境省海洋環境室長 私のほうから報告させていただきます。災害については掲載しておりません。災害以外でそれぞれ各省庁さんお持ちのもの、執行額とご理解いただければと思います。他にございますか。それでは、まだ後ほどあればご質問いただければと思います。次に進めさせていただきます。議題2、「漂着・漂着ごみ対策関連予算について」に移ります。はじめに、各省の予算につきまして、総括説明を事務局

のほうからさせていただきます。状況報告お願いいたします。

○多田環境省海洋環境室長補佐 資料3の平成26年度漂流・漂着ごみ対策関連予算（総括）を説明いたします。左が平成26年度漂流・漂着ごみ対策関連予算、真ん中が平成25年度の補正予算、いちばん右が25年度の当初予算になっております。内数表記のものもございます。それぞれ関係省庁のみなさまから提出いただいたそのままに記載させていただいております。農林水産省さんですが、約152億+661億の内数、経済産業省は3億3500万の内数、国交省は、8047億の内数、気象庁が予算措置なし、海上保安庁が予算措置なし、環境省が7億9千万+379億の内数、国交省と農林水産省さんが災害関連事業の内数ということでございます。詳しくは関係省庁の皆様からご説明いただければと存じます。

○坂本環境省海洋環境室長 ありがとうございます。それでは個別に各省庁の方からご報告いただきたいと思います。まず、林野庁さん御願いできますでしょうか。

○大野林野庁治山課治山対策官 林野庁でございます。林野庁の方ではですね、災害に強い森林づくりの推進、治山事業を行っています。豪雨ですとかそういったもので山崩れなど起きましたときに、流木がでるといふことがあるのでございますけれども、そういったことがないようにいわゆる治山施設の設置あるいは森林整備など行いまして、そういった取組みによって流木の発生を軽減・抑止するということにも役立てていこうということで取り組んでいるところでございます。26年度の予算としましては、先ほどお話しありましたけれども661億円、治山事業全体で661億円を計上しておるといふことでございます。以上です。

○坂本環境省海洋環境室長 ありがとうございます。それでは、次に水産庁さん御願いいたします。

○太田水産庁漁場資源課長 水産庁でございます。水産庁はですね、3本予算がございまして、まず一番目でございますが、これは漁場漂流・漂着物対策促進事業ということで、中身は二つございます。一つは、先ほどのご説明でも発生・抑制対策が重要だということがございましたが、発泡スチロール等の漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及等の事業でございます。二つめといたしましては、実際に漁場においてごみが漂流、もしくは海底にある場合に漁業者がそれを回収・処理した場合に係る費用を支援するものでございます。これが、一つめの漁場漂流・漂着物対策促進事業で平成26年度は3900万円の事業費となっております。二つめですが、これは東日本大震災関係の事業でございまして、漁場復旧対策支援事業ということで震災により相当量の瓦礫が海に流れ出しまして、その海底に堆積している瓦礫のために実際に操業ができないと、または養殖施設が機能しないといったことが起こっておりますので、それを除去する事業でございます。大きいものにつきましては専門業者に頼んでですね、回収する形を取っておりますし、実際に漁業者が操業中に瓦礫を回収した場合にそれを処理する費用とか、漁業者が中心になって瓦礫の回収を専門的に行うというような事業もこれででき

るということになっております。これが、平成26年度で33億5600万円の予算と
なっております。三番目でございますが、水産環境整備事業ということで、これは基本
的にはですね、漁場整備のための予算でございますが、その中で漁場に堆積物があって
それを除去しないと漁場環境が改善しないという時にそれを除去するための予算でご
ざいます。これはちょっと全体的に漁場整備のためのもので、この堆積物除去は一部で
ございますけれども、26年度予算としては110億+8億の内数ということでござい
ます。以上でございます。

○坂本環境省海洋環境室長 ありがとうございます。それでは、経済産業省さんお
願いいいたします。

○實國経済産業省技術環境局環境指導室長 経済産業省でございます。予算措置と
しましては、ここに書いてあるのはひとつでございますけれども、施策としては二つご
ざいます。参考資料3のほうも併せてごらんいただきたいと思います。経済産業省とし
ましては、漂着・漂流ごみの、先ほど資料でご説明ありましたけれども、かなりの部分
に容器包装、ペットボトルとかですね、びんとか、かんとか、ポリ容器というのがござ
いました。こういう国内からのごみの発生を抑制するというのも漂流・漂着物の削減
につながるということで国内の容器包装廃棄物排出抑制に取り組んでおります。一つは、
容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進でございます。関連する促進のための調
査等の費用を計上しております。それからもう一つはこちらには関係資料の方に書いて
ございませぬけれども、毎年10月を3R推進月間と位置づけていまして、これは当省
だけでなく、8省庁さんで同時に普及・広報活動を行っております。2012年の指定
ペットボトルの回収率が実は90%ということで目標を達成しているということで、か
なり国内でも回収がかなり進んでいるのではないかと思います。以上でございます。

○坂本環境省海洋環境室長 ありがとうございます。また大変大切な情報もいただき
ましてありがとうございます。続きまして、国土交通省水管理局・国土保全局さんお願
いいいたします。

○野本国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室課長補佐 国土交通省
水管理・国土保全局です。参考資料3の4枚目の、河川におけるごみ問題への取組みを
ご覧下さい。私どものごみ対策の事業費は6122億強の内数ということで、このお金
は直轄河川の維持修繕費というお金でございます。こちら内数ということでごみ対策を
やらせていただいておりますが、主な取組みとしまして河川巡視等による早期発見、連
携強化がございます。それから実際に貯まったごみの処理、住民と連携した清掃活動の
実施、それからごみマップの作成、看板の設置といった普及啓発活動を直轄河川におい
て実施をしております。近年の取組みとしましては、出てきたごみを処理するとなりま
すとお金がたくさんかかりますので、できる限り出てくる量を少なくするというので、
地域との連携、また啓発活動や巡視の強化といったことをやってきております。以上で
ございます。

○坂本環境省海洋環境室長 ありがとうございます。河川との連携が、大変大事な話でございます。引き続きよろしく願いいたします。それでは、続きまして国土交通省港湾局さんお願いいたします。

○黒川国土交通省港湾局海岸・防災課広域連携推進官 国土交通省港湾局でございます。施策としましては、海洋における漂流ごみや油の回収に取り組んでおります。施策の概要でございますが、参考資料の4枚目の裏のほうに1枚パワーポイントの資料をのせております。施策の概要について説明します。船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、海面に漂流する流木等のごみや船舶等から流出した油の回収等を実施するというところでございまして、資料にございますような、左のような東京湾、伊勢湾、瀬戸内海等の閉鎖性海域におきまして写真にありますような海洋環境整備船を配備して取り組んでおるということでございます。以上でございます。

○坂本環境省海洋環境室長 ありがとうございます。最近、回収船も増隻していただいたという話もうかがっております。ありがとうございます。続きまして、気象庁さんお願いいたします。

○高谷気象庁海洋気象課主任技術専門官 気象庁です。現在、気象庁は2隻の海洋気象観測船で日本の近海から北西太平洋で定線を設けて海洋観測を行っております。この海洋観測の主な目的は、気候変動の監視でございますが、その中で海洋汚染についても観測を行っております。ここで項目にあげております日本周辺及び北西太平洋の浮遊プラスチック類の監視というのは、実際の観測といたしましては航海中にブリッジから船員の方が海面をいろいろ監視いたしまして、発泡スチロールなどの浮遊漂流物を発見したら、その数、種類をカウントしているものでございます。ごみの分布状況や長期変動などこれまでの観測結果をとりまとめたものは、気象庁ホームページ等で公開しているところです。以上です。

○坂本環境省海洋環境室長 ありがとうございます。大変いい調査をしていただいていると思っております。ありがとうございます。続きまして、海上保安庁さんお願いいたします。

○森海上保安庁警備救難部環境防災課長 海上保安庁でございます。海上保安庁は、特段予算措置はございませんが、平成26年度の施策として、資料3別紙の表の、9、10をあげさせていただいております。9の方でございますが、こちらは海洋環境保全のための啓発活動の一環としまして、一般市民の方々の漂着ごみ分類調査に海上保安庁として協力させていただいております。平成25年においては、全国で45カ所、4940名の方が参加される分類調査に協力いたしております。6月には我が方も海洋環境保全推進月間を設けて重点的に進めておまして、45カ所のうちの24カ所2630名という約半数以上がその一ヶ月に集中して行っております。今年も6月に海洋環境保全推進月間を設け、海洋における、マリンレジャー等の関係者他一般市民の方々の海洋環境の普及活動も引き続き協力してまいるところでございます。次の10については、

大部分が同一排出源からの漂着物が認められた場合、海上保安庁としては、事件、事故の両面から漂着状況などの調査を実施するとともに、関係者の方々への情報提供や注意喚起等も実施していくところでございます。以上でございます。

○坂本環境省海洋環境室長 ありがとうございます。海上保安庁さんは様々な方面に展開されて大変心強い限りでございます。また事件事故に迅速に対応していただきましてありがとうございます。続きまして、環境省からご報告まず申し上げます。環境省海洋環境室からお願いいたします。

○多田環境省海洋環境室長補佐 3ページ目の11からですけど、こちらは海岸漂着物地域対策推進事業ということで、こちらは都道府県等が実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制に使われております。こちらは、24年度補正で約1億円ついておりまして、26年度まで使える補助金となっております。12の漂着ごみ対策総合検討事業は、予算が約3千万円です。こちらは、海洋環境室の方で漂着ごみの全国的・経年的な漂着状況の把握、効果的な発生源対策の検討などの調査を行っています。13の漂流・海底ごみ対策総合検討事業は、こちら予算が約5千万で、これは漂着ごみではなく、いわゆる漂流・海底ごみの全国的・経年的な漂着状況の把握を努めております。14の廃ポリタンク等の漂流状況調査についてです。こちらについて予算措置はありませんが、廃ポリタンク、医療系廃棄物及び特定漁具等に関して、地方公共団体に対するアンケート調査を行って、状況を把握しております。15の被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査については、予算が約3億5千万円です。こちらの調査の中で、震災起因洋上漂流物に係る海洋環境等に関する環境影響調査を実施しております。ここまでが、海洋環境室の関連です。16番は環境省自然環境局が行っています。国立・国定公園海域公園地区指定調査事業及び国立・国定公園の海域適正管理強化事業ということで、予算は約1億5000万でございます。こちらは、海域の国立公園の保全管理を強化するとともに、海域公園他区の指定を進める事業を実施しております。以上です。

○坂本環境省海洋環境室長 ありがとうございます。続きまして、環境省の廃棄物・リサイクル対策部のほうからお願いいたします。

○山本環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長 資料の17番目と18番目に入っているリサイクル対策部関連でございます。まず、17ですが、災害廃棄物処理事業費の補助金ということで、いわゆる災害に伴って発生した廃棄物を処理するため経費ということで、市町村が実施主体となりまして、その経費に対して補助を行うもので、補正措置がなされているというものであります。海岸への漂着につきましても、海岸保全区域外の海岸に漂着したもので災害に伴うもの、あるいは災害でなくても、まとまったごみが漂着している場合には、これを市町村が処理する場合に、この補助事業を活用してその経費に充てるというものであります。予算としては、2億円あまりを予算としては措置をしておりますが、実質はここのところ災害が大きくて、この予算は超えているわけですが、平成25年度の場合は書いてありますように一桁上の額を補正で

手当をし、必要な予算を確保しているというところです。それから、18番目の循環型社会形成推進交付金は、市町村対象の交付金ですが、こちらは基本的には市町村のごみ焼却施設などの整備を支援するものでありますけれども、これを使いまして市町村が海岸漂着物を処理するために必要な前処理設備だとか、ストックヤードなどを整備するといった場合も、この交付金を活用して整備することができるように手当をしております。以上です。

○坂本環境省海洋環境室長 ありがとうございます。最後に災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業につきまして国土交通省、農林水産省、水産庁を代表して国土交通省水管理・国土保全局の方からご説明をお願いいたします。

○野本国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室課長補佐 参考資料の最後のところに資料をつけさせていただいておりますけれども、の災害関連事業といたしまして、海岸管理者であります都道府県を主にして、補助を行っております。台風、洪水等で海岸に漂着したごみが海岸保全施設の機能を阻害するというような場合に、緊急的にごみ、流木等の処理を実施するという事で、条件はボリュームが1,000m³以上ということと、海岸保全施設に近くといいますか、1キロメートル以内の区域ということで、実施させていただいております。以上です。

○坂本環境省海洋環境室長 ありがとうございます。各省庁さんから予算につきましてご説明をいただきましたが、何かご質問等あればお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは次に議題3.「海岸漂着物処理推進法に係る現状の課題と方針についての意見」に移ります。まず事務局から説明をお願いいたします。

○多田環境省海洋環境室長補佐 海岸漂着物処理推進法につきましては、施行後3年の見直しをこれまで行ってまいりました。平成26年2月28日に海岸漂着物対策専門家会議としてのご意見をいただきましたので、ここで読み上げさせていただきます。(以下、資料4のとおり)

海岸漂着物処理推進法に係る現状の課題と方針についての意見、

平成26年2月28日

海岸漂着物対策専門家会議

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)については、平成21年7月15日に国会において全会一致で成立し、公布された。同法の附則においては、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。平成24年7月で施行後3年を経過したところでもあり、本専門家会議では、海岸漂着物対策推進課会議の依頼を受け、同附則の趣旨を踏まえた検討を以下のような日程で鋭意進めてきた。

平成24年12月11日 第6回海岸漂着物対策専門家会議

平成25年 2月15日 第7回海岸漂着物対策専門家会議

平成26年 2月28日 第8回海岸漂着物対策専門家会議

これまでの3回にわたる検討の結果を踏まえ、本専門家会議では、標記について別紙のとおり委員の意見を集約し整理したところ、関係省庁等においては、この整理を踏まえ、海ごみ問題の更なる進展に向けて一層の努力を払われたい。

(以下、資料4別紙のとおり)

海岸漂着物処理推進法に係る現状の課題と方針について

課題1：発生抑制対策の更なる推進

長期的な視点に立って、関係省庁、地方公共団体、民間団体、周辺国等との連携・協力を努める。

課題2：必要な予算の確保と効果の把握

各種調査も含め引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、海岸漂着物に係る各種施策の効果を把握する。

課題3：漂流・海底ごみの対策

海岸漂着物と異なり、法公共団体等回収・処理の責任者を特定することは困難。ただし、回収・処理に係る取組みを早期に開始する必要性は高い。

上記の整理を踏まえ、海岸漂着物については、現行の法及び基本方針を踏まえ、引き続き各種対策に取り組む。また、漂流・海底ごみについては、回収・処理に係る取組みが可能となるよう、必要な支援措置について検討する。

以上です。

○坂本環境省海洋環境室長 ありがとうございます。以上が、去る2月28日に行われました海岸漂着物対策専門家会議（第8回）から頂戴している意見でございます。これにつきまして何か質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、本日出席いただいた各省庁の皆様にご意見がなければ、この海岸漂着物対策専門家会議の意見を、本推進会議として了承したいと思っております。よろしいでしょうか。ありがとうございます。了承いただいたとさせていただきます。以上で、本日の会議の議題はすべて終了いたしました。全体を通しまして、ご質問・ご意見等あれば、頂戴いたしたいと思っております。特にございませんか。それでは、事務局のほうから連絡ございましたらお願いいたします。ございませんか。それでは、以上をもちまして、第5回海岸漂着物対策推進会議を終了させていただきます。円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。また、次回の推進会議につきましては、各省庁ご担当の方と相談させていただいて、開催の準備を整えさせていただければと思っております。どうもありがとうございました。